

古河基署発0831第1号
令和2年8月31日

労働災害防止関係団体の長 殿

古河労働基準監督署長

令和2年度全国労働衛生週間の実施について

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の健康をめぐる状況については、過重労働によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。時間外及び休日労働の上限が規制され、長時間労働者に対する面接指導の対象範囲が拡大し、働き方改革の推進と相まって長時間労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が重要な課題となっております。

また、本年7月1日から、有機溶剤、特定化学物質等に係る特殊健康診断の項目が改正され、10月1日以降には、石綿障害予防規則、特定化学物質障害予防規則の規制が順次強化されるなど、事業場におけるより一層の労働衛生管理の強化が求められているところです。

このような中、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図るため、厚生労働省では令和2年度全国衛生週間を主唱し、スローガンを「みなおして 職場の環境 からだの健康」と定め、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日を実施期間として取組むこととしております。つきましては、当該期間における取組についての貴団体の会員事業場への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、本年度の全国労働衛生週間実施要綱には、「職場における感染症に関する理解と取組の促進」として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組の実施についての事項が盛り込まれていることに留意し、引続き同封のチェックリストを活用し、「3つの密（密閉空間、密集

場所、密接場面）」の回避をはじめとした感染防止対策を徹底しつつ、労使協力のもとで全国労働衛生週間を実施していただきますよう、併せてお願いいたします。

【添付資料】

令和2年度全国労働衛生週間実施要項

リーフレット「第71回全国労働衛生週間」

リーフレット「化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を見直しました」

リーフレット「～金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ～金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」

リーフレット「～屋外作業場等において金属アーク溶接等を行う皆さまへ～金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」

リーフレット「～アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ～「塩基性酸化マンガン」について健康障害防止措置が義務付けられます」

リーフレット「建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます」

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（令和2年8月7日版）

リーフレット「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です」

リーフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」

リーフレット「働き方改革関連法により2019年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます」

リーフレット「健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります」